

食品営業賠償共済制度の5つの特長

食品営業賠償共済

2. 上乗せ10%の特典

お支払いする損害賠償金(損害保険金)に10%上乗せする『特別費用』(共済金)の特典があります。他の保険・共済制度にはない、食協会員のための優れた独自の制度です。

4. 全国最大規模の実績

すでに30万を超える加入件数となっています。食品事故の保険・共済制度としては、最初に発足し、最大規模の実績を誇っており、会員の皆さまに安心してご加入いただけます。

1. 安い掛金

食協会員専用の制度であり、安い掛金で加入ができ、かつ大きな補償を得ることができます。わずかな掛金が『経営の安心料』です。

3. 万全の事故対応

万一事故が発生した場合は、専門の担当者が事故対応に的確なアドバイスと協力をします。そして、スピーディーな損害保険金・共済金のお支払いによる事故の解決をお約束いたします。

5. 優れた『食協共済制度』

会員の福利厚生制度として運営しています。加入者が増えれば、補償内容の改善等、よりよい制度内容にしていくことができる独自の『食協の共済制度』です。

当共済制度は平成25年1月30日付厚生労働大臣の認可を受け、共済部分については、平成25年4月1日より認可特定保険として実施致します。

加入対象者 食品衛生協会の会員であればどなたでも加入いただけます。

お支払いする損害保険金・共済金

加入者が提供(製造または販売)した飲食物が原因で第三者が食中毒になったり、ケガをし、会員が法律上の損害賠償責任を負担した時(食品営業者賠償責任保険)



損害保険部分：損害保険金

被害者に支払う **損害賠償金**
5,000万円 または **1億円** 限度
 (レギュラーコース1口の場合) (ワイドコース1口の場合)
 (人に与えた損害、1名・1事故・保険期間中通算)
 ※レギュラーコース・ワイドコース共に5口までご加入いただけます。

損害賠償金(実費)

治療費、入院費、薬代、付添い看護費用、慰謝料、被害者の休業補償費用等

緊急措置費用

応急手当、護送(タクシー代)、その他の緊急措置に要した費用

共済部分：共済金

特別費用
 左の損害賠償金の
10%
 (最高5,000万円)

見舞いに要した交通費、連絡に要した経費、食品の回収費用、衛生教育費などにお役立て下さい。

特別費用は食協独自の制度です。

損害保険部分：損害保険金

争訟費用

賠償問題解決のために要した訴訟費用、弁護士費用

(訴訟費用、弁護士費用については予めご相談下さい)

※その他の保険金については、7ページの【補償内容】をご参照ください。

こんな事故でお支払いします



提供した飲食物が原因で支払われる主な事例

- 食中毒が発生した場合
- 異物が混入して客が口内を損傷した場合
- 飲食物の容器が破損し、客が損傷を受けた場合 等

損害保険金・共済金をお支払いできない主な場合

- 加入者の故意によって生じた事故
- 加入者の故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した食品等によって生じた事故
- 加入者と住居および生計を共にする同居の親族に対する賠償責任
- 製造・販売・提供しようとした食品の原材料および食品が腐敗、変敗していた場合の食品自体の損害<注1>
- 食中毒事故発生の原因となった食品の回収費用
- 海外で発生した事故<注2>
- 戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議を原因とする場合
- 地震、噴火、津波、洪水等の天災を原因とする場合
- 第三者の財物に対する損害賠償 等

<注1>例えばハンバーグの材料として食肉を提供した場合に、肉が腐敗していたことによりハンバーグが販売できなくなったときに、ハンバーグ自体の損害は対象になりません。

<注2>海外に飲食物を提供している事業者の方は、別途「海外生産物賠償責任保険」の手配が必要となります。

食品営業賠償共済加入者特典(共済部分・共済金)

火災見舞金(最高10万円) 加入されている営業施設が不幸にして火災に遭われてしまった場合にお見舞金をお支払いします。

加入コース

2つのコースから選択できます。

<注>

補償限度額は、1名・1事故および期間中についての損害保険金の支払限度額です。なお、補償限度額は、支払われた額だけ減額されますが、共済(保険)期間中に何回事故が発生しても、残存額までは、損害保険金・共済金が支払われます。

加入コース	補償限度額	口数加入で高額補償が実現 (1名あたりの限度額は変更になりません)	口数掛率
レギュラー(R)	5,000万円	2口(1億円)~ 5口(2億5,000万円)	1.36 ~1.83
ワイド(W)	1億円	2口(2億円)~5口(5億円)	1.26 ~1.60

※1回の事故につき、1,000円までの損害は加入者ご自身でご負担いただけます。

● 高額補償型へのご加入のすすめ ●

レギュラータイプの補償限度額5,000万円を超える高額のお支払いとなる事故も発生しております。共済掛金が割安となるワイドコース、または複数口数によるご契約をおすすめいたします。

共済掛金例

(この掛金は、損害保険部分(保険料)と共済部分(共済掛金)の合計額です。詳細については、共済掛金早見表をご参照ください。)

年間売上高3,000万円以下の場合(1年間の掛金)。年間売上高が3,000万円を超える場合は、『掛金早見表』に基づいてご加入下さい。この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」とは直近会計年度の売上高となりますので、決算書・売上台帳等の資料により充分ご確認のうえお申込下さい。

(お申し込みの内容が実態と異なっておりますと、ご加入を解除し、保険金・共済金をお支払いできないことがあります。)
 ○新規事業者等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績がない場合は、保険料の精算を行う必要があります。ご加入時に「保険期間中」における見込み数値に基づいて暫定保険料を払込みいただき、満期後にその期間中における確定数値に基づいて計算した確定保険料との差額を精算します。

業種	1. 喫茶店	2. 飲食店 3. すし	4. 仕出し・弁当 5. 給食施設	6. 食品品販売	7. 食品製造業	9. 旅館	9G. 旅館
レギュラー(R)	1,300円	2,700円	6,500円	1,400円	1,400円	総面積×5.73	業種2.3.
ワイド(W)	1,800円	4,200円	9,000円	2,000円	2,000円	総面積×8.05	と同じ

※9. 旅館については、年間取扱高に基づく算出ではなく営業建物の総面積(m²)に基本保険料を乗じた共済掛金になります。ただし、飲食営業部門の取扱高(売上高)が独立計上されている場合(業種9G)は、業種2. または3. と同じ共済掛金となります。